

令和8年度

燃料電池商用車燃料費等補助金
よくある質問

令和8年4月

愛知県経済産業局水素社会実装推進課

Q1 個人は補助対象となりますか。

A1 個人事業を営む方が、事業のために車両を使用する場合は補助対象となります。燃料電池タクシーについては、不特定多数の旅客を対象に行う一般乗合旅客自動車運送事業もしくは一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいれば補助対象となります。なお、専属契約に基づき、特定の事業者のみに使用する車両については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q2 愛知県外の事業者は補助対象となりますか。

A2 本社の所在地が愛知県外の事業者であっても、愛知県内の事業所に導入する場合は補助対象となります。例えば、リース事業者が愛知県内の事業者から車両を貸し渡す場合や、愛知県外に本社がある法人が、愛知県内の支社で車両を使用する場合は補助対象となります。反対に、愛知県内に本社があっても、愛知県外の事業所で使用する場合は補助対象となりません。

Q3 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A3 他の団体(国、市町村など)の補助金と併用いただけます。ただし、他の補助金を受給した結果、補助金の総額が補助対象経費を超える場合は、県の補助額が減額されることがあります(詳細はお問い合わせください)。

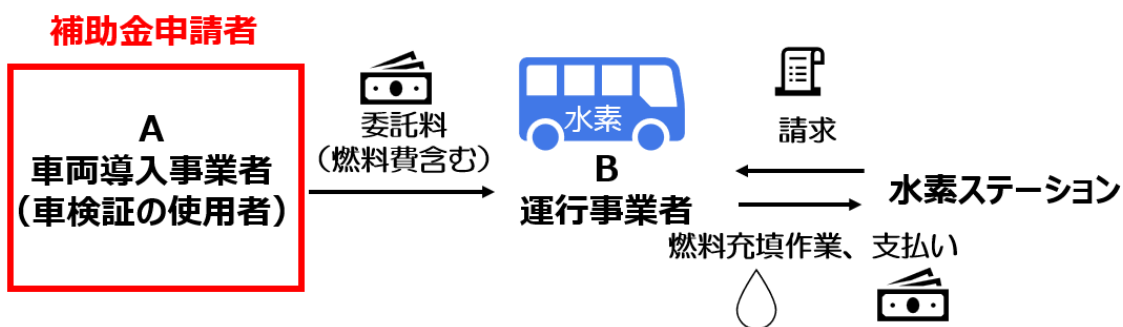
Q4 車検証の所有者を法人に、使用者を法人代表者として登録した場合、補助対象となりますか。

A4 補助対象となりません。車検証の所有者及び使用者は、同一である必要があります。(リース・所有権留保の場合を除く)

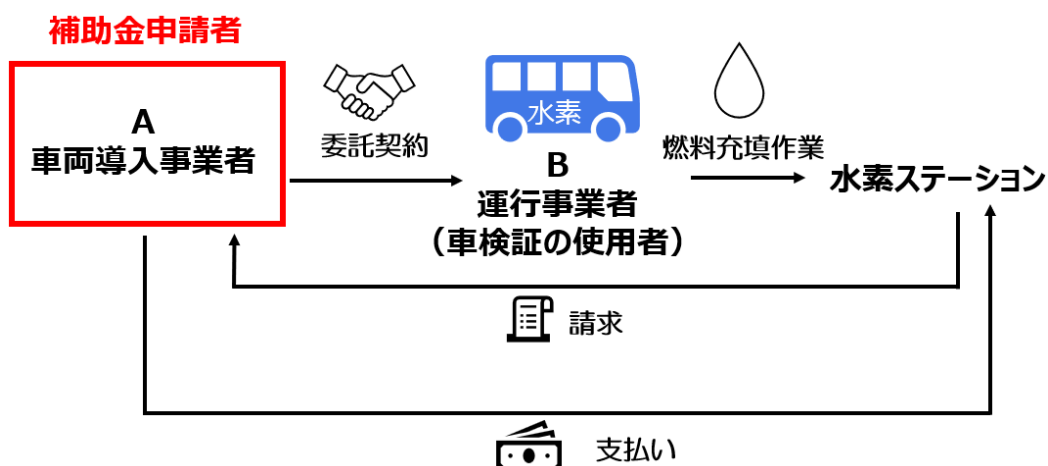
Q5 車両の運用を委託しているので、車検証の使用者と、燃料費等の請求書の宛名が一致していません。申請者は誰になりますか。

A5 燃料費等を実際に負担している事業者から申請してください。申請時に、負担していることがわかる契約書等の書類を添付してください。

例1: バス導入事業者 A は、バス運行事業者 B に対して運行を委託している。
 車検証上の使用者は A であるが、水素燃料の充填作業は B が実施しており、B が水素ステーションから請求を受け、B が支払いを行っている。
 ただし、運行委託契約において燃料費は A が負担する旨が明記されており、委託料の中に燃料費が含まれている。
この場合の申請者は A。



例2: バス導入事業者 A は、バス運行事業者 B に対して運行を委託している。
 車検証上の使用者は B であり、水素燃料の充填作業も B が実施しているが、A が水素ステーションから請求を受け、A が支払いを行っている。
この場合の申請者は A。



Q6 補助金の振込は申請をしてからどれくらいで行われますか。

A6 2か月から3か月程度で振り込まれますが、多少前後する場合があります。

Q7 この補助金は圧縮記帳の対象になりますか。

A7 税務処理等の解釈・詳細は、税理士やお近くの税務署に御確認ください。